

県立王寺工業高等学校の焼却炉解体関連工事に係る住民監査請求の結果について

1 請求事案の概要

(1) 請求書の提出日 令和3年4月20日

(2) 請求の趣旨

令和2年度に、県立王寺工業高校が違法な分割発注により行った焼却炉解体関連工事（3件、6,779,300円）により、奈良県が蒙った損害 1,355,860円（契約金額の2割：契約書第52条に規定する談合の際の損害賠償）について、知事、校長及び、受注者に対して賠償請求するよう求める。

2 監査の結果

(1) 監査結果の通知日 令和3年6月17日

(2) 監査結果

本件の住民監査請求に係る措置要求には、理由がないものとして棄却する。

(3) 理由等

- ①監査対象の3件の焼却炉解体関連工事のうち1件については、個別に発注・契約した合理的な理由がある。
- ②他の2件の工事については、1体のものとして発注・契約すべきであったが、今回の随意契約金額は、入札を行った場合に想定される最低制限価格を下回っており、県に損害が生じているとは認められなかった。
- ③契約書第52条に規定する、独占禁止法に基づき公正取引委員会が受注者に対して排除命令を行った事実はない。